

## 第96期定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2021年3月25日(木曜日)午前10時  
(受付開始：午前9時)

**開催場所** 静岡県静岡市駿河区中吉田20番10号  
当社本社会議室

郵送およびインターネットによる行使期限  
2021年3月24日(水曜日)午後5時まで

### 【ご来場自粛検討のお願い】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り、本株主総会につきましては、事前に書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。また、本株主総会会場におきましては、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

### 【お土産の取り止めについて】

本年より、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### 目次

■ 第96期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	6
● 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件	
● 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対するストック・オプション報酬額改定の件	
● 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	
〔提供書面〕	
■ 事業報告	14
■ 連結計算書類	32
■ 計算書類	35
■ 監査報告書	38

(証券コード 7718)

2021年3月10日

株 主 各 位

静岡県静岡市駿河区中吉田20番10号

**スター精密株式会社**

取締役社長 佐藤 衛

## 第96期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第96期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り、本株主総会につきましては事前に書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申しあげます。

つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4、5頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2021年3月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月25日（木曜日） 午前10時 （受付開始：午前9時）
2. 場 所 静岡県静岡市駿河区中吉田20番10号 当社本社会議室
3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第96期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第96期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
- 第2号議案** 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対するストック・オプション報酬額改定の件
- 第3号議案** 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当社は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.star-m.jp/>) に掲載しておりますので、本総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
- ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要に関する事項」
  - ・ 連結計算書類の「連結注記表」
  - ・ 計算書類の「個別注記表」
- なお、本招集ご通知の提供書面は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.star-m.jp/>) に修正後の事項を掲載させていただきます。

## ■ 剰余金の配当に関するお知らせ

当社は、会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨の定款規定を設けております。

この定款規定に基づき、2021年2月19日開催の当社取締役会におきまして、第96期(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の期末配当金のお支払いにつき、次のとおり決議しておりますので、お知らせいたします。

- |                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| 1. 期末配当金         | 1株につき金30円(中間配当を含め58円) |
| 2. 効力発生日および支払開始日 | 2021年2月26日(金曜日)       |

## 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

- 本年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を広く取ることから、ご用意できる座席数が例年より大幅に減少いたします。株主様の安全が確保できないと判断したときには、ご入場を制限させていただく場合がございますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 会場受付前の検温および会場内のアルコール消毒液使用等、新型コロナウイルス感染拡大防止措置にご協力いただきたくお願い申し上げます。なお、ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- 体調不良とお見受けした方には、ご入場をお控えいただくことがありますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。特にご高齢の方、妊娠している方、基礎疾患がある方、体調がすぐれない方は、感染リスクを避け、本年はご来場を見合わせていただきたくお願い申し上げます。
- 本年より、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.star-m.jp/>) に掲載させていただきますのでご確認くださいませようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

議決権行使は、次の3つの方法によりご行使いただくことができます。



1

### 書面（郵送）で議決権を行使する場合

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

**行使期限**

2021年3月24日（水曜日）午後5時到着分まで



2

### インターネット等で議決権を行使する場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

**行使期限**

2021年3月24日（水曜日）午後5時入力完了分まで



3

### 株主総会にご出席する場合

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

**株主総会開催日時**

2021年3月25日（木曜日）午前10時

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
 ○○○○○○  
 御中  
 株主総会日  
 議決権の数 XX 股  
 基幹日現在のご所有株式数 XX 株  
 議決権の数 XX 股  
 1. \_\_\_\_\_  
 2. \_\_\_\_\_  
 ログイン用QRコード  
 ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX  
 届主 XXXX  
 電話番号 XXXXX  
 ○○○○○○

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

#### 第2号および第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

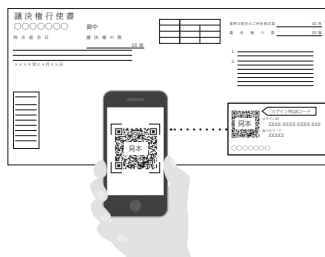
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

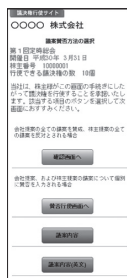
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



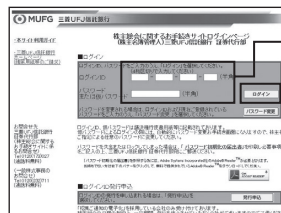
**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

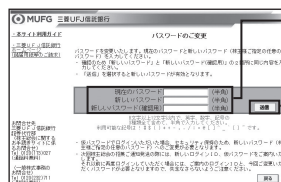
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード(確認用)」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時~午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の選定にあたりましては、指名・報酬委員会（委員の過半数は独立社外取締役）の審議を踏まえ、取締役会が決定しております。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> さとう はじめ 佐藤 肇 (1951年12月23日生)	1975年4月 当社入社 1992年3月 当社社長室長 1993年10月 当社総務部長 1995年5月 当社取締役 1995年6月 当社情報システム部長 1996年8月 当社人事部長 1999年5月 当社経理部長 1999年9月 当社管理本部長 2000年5月 当社電子機器事業本部長 2002年5月 当社常務取締役 2006年5月 当社専務取締役 2009年5月 当社代表取締役 取締役社長 2017年3月 当社代表取締役 取締役会長(現任)	110,200株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>佐藤 肇氏は、長年にわたる当社での経営者としての豊富な経験を有しており、2009年5月より取締役社長として経営に関する高い知見と実績に基づく強いリーダーシップと決断力を発揮してきました。2017年3月からは取締役会長として、当社グループの経営全般および取締役会の運営に尽力するなどその職責を適切に果たしていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> さとう まもる 佐藤 衛 (1960年1月5日生)	1984年7月 当社入社 2004年6月 当社特機事業部営業部長 2008年5月 当社取締役 当社特機事業部次長 2009年3月 当社特機事業部長 2012年3月 当社執行役員 当社管理本部副本部長 2012年5月 当社管理本部長 2014年5月 当社常務取締役 2017年3月 当社代表取締役 取締役社長(現任)	67,800株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 佐藤 衛氏は、特機事業部および本社部門での業務執行を通じた豊富な経験と実績に加え、常務取締役として両部門の経営に携わるなど、経営に関する見識を有しております。また、2017年3月からは取締役社長として、海外経験等で培ったグローバルな見識に基づき当社グループの経営全般を牽引していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> ささい やす なお 笹井 康直 (1960年4月19日生)	1983年4月 当社入社 2011年6月 当社機械事業部営業部長 2014年3月 当社機械事業部開発部長 2015年3月 当社執行役員 当社機械事業部副事業部長 2017年3月 当社機械事業部長 2019年7月 当社上席執行役員 2020年1月 当社機械事業部事業企画部長 2020年3月 当社常務取締役(現任)	9,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 笹井康直氏は、長年にわたる機械事業部での業務執行を通じた豊富な経験と実績を有し、機械事業部長としてリーダーシップを発揮し同事業の収益拡大に貢献してきました。2020年3月からは常務取締役として、機械事業部および特機事業部の両部門の経営に携わるなど、経営に関する見識を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span> </div> いわ さき せい ご 岩 崎 清 悟 (1946年10月8日生)	1996年3月 静岡瓦斯(株)(現 静岡ガス(株))取締役 2000年3月 同社常務取締役 2001年3月 同社専務取締役 2006年3月 同社代表取締役 取締役社長 2011年1月 同社代表取締役 取締役会長 2014年5月 当社社外取締役(現任) 2015年6月 (株)村上開明堂 社外取締役(現任) 2018年1月 静岡ガス(株) 取締役 特別顧問 2018年6月 東芝機械(株)(現 芝浦機械(株)) 社外取締役(現任) 2020年3月 静岡ガス(株) 特別顧問(現任) [重要な兼職の状況] 静岡ガス(株) 特別顧問 (株)村上開明堂 社外取締役 芝浦機械(株) 社外取締役	9,400株
<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 岩崎清悟氏は、長年にわたり静岡ガス(株)の代表取締役を務められるなど、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、それらを当社の取締役会の適切な意思決定および取締役の業務執行の監督に反映していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岩崎清悟氏は、社外取締役候補者であります。
3. 岩崎清悟氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年10カ月となります。
4. 当社は、岩崎清悟氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
5. 当社は、岩崎清悟氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、本議案が原案どおり承認可決された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2021年3月に更新する予定であります。当該契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることにより生ずることのある損害を填補することとしており、すべての被保険者について、その保険料を特約部分も含め全額会社負担としております。なお、各候補者は、すでに当該保険契約の被保険者となっており、本議案が原案どおり承認可決された場合、引き続き被保険者となります。

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額（株式報酬型ストック・オプションおよび通常型ストック・オプション）については、2016年5月26日開催の第91期定時株主総会において、年額1億円以内と決議しております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しを行い、株式報酬型ストック・オプションを廃止し、通常型ストック・オプションは継続したうえで、そのストック・オプション報酬額を年額2千万円以内の範囲で割当てることといたしたいと存じます。

ストック・オプションとしての新株予約権の付与は、中長期的な業績向上と企業価値の向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的としており、また、その付与の条件は、当社における取締役の業務執行の状況・貢献度等諸般の事情を考慮して決定されており、相当なものであると考えております。

また、各事業年度の直前の事業年度において当社が親会社株主に帰属する当期純損失を計上した場合、当該各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日の間においては、本件ストック・オプションとしての新株予約権は発行しないものといたします。

具体的な報酬の額は、割当ての新株予約権1個当たりの公正価額に、割当ての新株予約権の数を乗じて得た額となります。また、各取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）であり、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案について、指名・報酬委員会の審議を経たうえで監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

### 【ストック・オプションとしての新株予約権の概要】

#### 1. 新株予約権の上限

600個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

#### 2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式60,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。

なお、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）以後、当社が普通株式につき、株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

### 3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、その金額が割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日以後、当社が株式分割または株式併合を行う場合等、行使価額の調整を必要とするときは、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

### 4. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする。

### 5. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年の範囲内で当社取締役会において定める期間とする。

### 6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、任期満了による退任または会社都合により当該地位を失った場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 新株予約権の質入れ、その他一切の処分はこれを認めない。
- (4) その他の条件は、当社取締役会に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。

### 7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

### 8. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 新株予約権者が上記6.による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約もしくは会社分割計画承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承

認の議案につき、当社株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には当社取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

## 9. その他の事項

上記1.から8.までの事項の細目およびその他の事項は、当社の取締役会において定める。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額は、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、年額2千万円以内となります。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、現行のストック・オプション報酬制度のうちの株式報酬型ストック・オプションに代えて、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額8千万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年200,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、各事業年度の直前の事業年度において当社が親会社株主に帰属する当期純損失を計上した場合、当該各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日の間においては、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、本議案について、指名・報酬委員会の審議を経たうえで監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

### 【本割当契約の内容の概要】

#### 1. 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の払込期日から当社の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### 2. 譲渡制限の解除

上記1.の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して、上記1.に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他の正当な理由により、役務提供期間が満了する前に上記1.に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### 3. 退任時の取扱い

上記2.の定めにかかわらず、対象取締役が役務提供期間中に、上記1.に定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### 4. 組織再編等における取扱い

上記1.の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### 5. その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

#### (ご参考)取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の株式報酬制度のイメージ図

##### 【改定前】

株式報酬の種類	上限額・総数/年間	
通常型ストック・オプション	1億円以内	新株予約権1,400個以内 (140,000株以内)
株式報酬型ストック・オプション		新株予約権1,200個以内 (120,000株以内)



##### 【改定後（本株主総会で原案どおり承認可決された場合）】

株式報酬の種類	上限額・総数/年間	
通常型ストック・オプション	2千万円以内	新株予約権600個以内 (60,000株以内)
譲渡制限付株式	8千万円以内	200,000株以内

以上

# 事業報告

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響により経済活動が制限され、景気は大幅に悪化しました。アジアでは、中国においていち早く経済活動が再開され景気の回復が進みましたが、米国や欧州においては景気の持ち直しの動きがみられたものの全般に低調に推移しました。わが国においては、一部で回復の動きがみられたものの、景気は総じて弱い動きとなりました。

当社グループの主要関連市場におきましては、いずれも後半は回復傾向にあったものの、感染拡大の影響により需要は前半を中心に大きく落ち込みました。POS関連需要は、米国市場は比較的堅調に推移したものの、その他の市場では大幅に減少し、主力の工作機械の需要も、中国にて回復が進んだものの、その他の市場では大幅に減少しました。

このような状況のなか、当連結会計年度の売上高は、工作機械の販売が大幅に減少したことから456億7千万円(前年度比24.7%減)となりました。利益につきましては、売上の減少などにより営業利益は21億7千2百万円(同62.6%減)、経常利益は27億7千2百万円(同55.0%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は17億3千1百万円(同57.3%減)となりました。

#### 当連結会計 年度の業績

売上高	456億70百万円	(前年度比 24.7%減)
-----	-----------	---------------

営業利益	21億72百万円	(前年度比 62.6%減)
------	----------	---------------

経常利益	27億72百万円	(前年度比 55.0%減)
------	----------	---------------

親会社株主に帰属する 当期純利益	17億31百万円	(前年度比 57.3%減)
---------------------	----------	---------------

事業セグメント別の状況は次のとおりであります。

## 特機事業

売上高

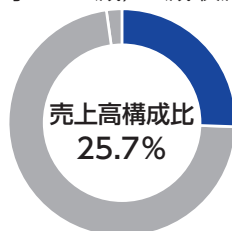
**11,720** 百万円  
(前年度比 6.6%減)

営業利益

**1,545** 百万円  
(前年度比 4.2%減)

小型プリンターでは、各市場において新型コロナウイルス感染症による影響を受けるなか、米国市場ではフードデリバリー向けが好調に推移したことなどにより売上は増加しました。一方、欧州市場では市況が低迷し、国内市場では前年度の消費増税特需の反動も重なり、それぞれ売上は減少しました。

以上の結果、当事業の売上高は117億2千万円(前年度比6.6%減)、営業利益は15億4千5百万円(同4.2%減)と減収減益となりました。



## 工作機械事業

売上高

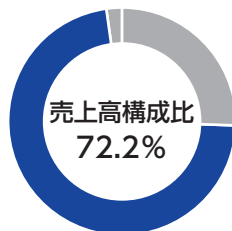
**32,966** 百万円  
(前年度比 26.6%減)

営業利益

**2,614** 百万円  
(前年度比 58.7%減)

CNC自動旋盤では、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けるなか、米国市場では販売活動が制限されたこともあり、また、欧州市場および国内市場では低迷する自動車市場向けで後半にかけ回復の兆しがみえ始めたものの、売上は大幅に減少しました。アジア市場では、中国においては、いち早く需要が回復し売上は前年度並みとなりました。

以上の結果、当事業の売上高は329億6千6百万円(前年度比26.6%減)、営業利益は26億1千4百万円(同58.7%減)と大幅な減収減益となりました。





## 精密部品事業

売上高

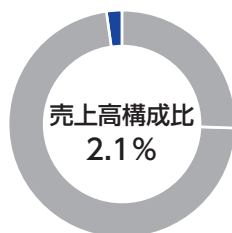
**983** 百万円  
(前年度比 69.2%減)

営業利益

**83** 百万円  
(前年度比 54.8%減)

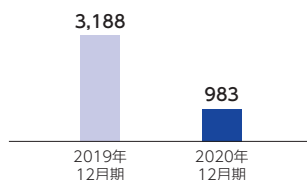
時計部品は、腕時計メーカーでの新型コロナウイルス感染症の影響による販売不振を受け、売上は大幅に減少しました。なお、非時計部品は2020年3月末をもって基本的に撤退しました。

以上の結果、当事業の売上高は9億8千3百万円(前年度比69.2%減)、営業利益は8千3百万円(同54.8%減)と大幅な減収減益となりました。



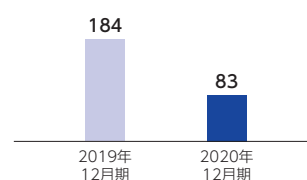
■売上高

(単位：百万円)



■営業利益

(単位：百万円)



### 事業セグメント別売上高

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前 年 度 比	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	増減率(%)
特 機 事 業	12,542	20.7	11,720	25.7	△821	△6.6
工 作 機 械 事 業	44,920	74.1	32,966	72.2	△11,954	△26.6
精 密 部 品 事 業	3,188	5.2	983	2.1	△2,205	△69.2
合 計	60,651	100.0	45,670	100.0	△14,981	△24.7

## (2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額19億7百万円であります。その主な内容は、工作機械事業における能力増強用の生産設備やソリューションセンターの建設のほか、特機事業におけるソフトウェアや金型の更新などであります。

なお、必要資金は自己資金をもって充当いたしました。

## (3) 対処すべき課題

当社グループでは、コロナ禍によりDX（デジタルトランスフォーメーション）の流れが加速し働き方が大きく変わるなど事業環境が激変するなか、この変化をチャンスと捉え、変革を進めてまいります。事業からの撤退や拠点の整理が相次いだリーマンショック以降のリストラの10年から、アフターコロナを見据えた新しい成長の10年に向かって、既存事業の深耕とともに新規事業の創出が急務です。外部との連携やM&Aの検討を含め、新規事業創出への取り組みを加速してまいります。

既存事業においては、特機事業では、コロナ禍のなか台頭したフードデリバリー等の新しい市場での販売強化に取り組みます。また、高付加価値製品の投入により収益性の向上を図ってまいります。生産面では、生産拠点の再編によるコストダウンと安定供給体制の確立を図ってまいります。

工作機械事業では、受注回復基調のなか生産体制を強化すると同時に生産機種の集約効果による収益性の向上を図ってまいります。販売面では、脱炭素社会の実現に向け激変する自動車業界を中心とする顧客ニーズの変化を機敏に捉え製品化に活かすべくグローバルマーケティングの強化に取り組みます。主力の欧米市場では、変化する顧客ニーズにマッチした販売チャネルの強化を図り、成長が見込まれるインドおよび東南アジア市場での営業体制を強化して市場開拓を進めてまいります。また、さらなるIoTサービスの拡充も図ってまいります。

当社グループ全社の課題として、デジタルツールの活用による業務効率化、経費削減を図り、真に人がやるべき業務を厳選し生産合理化、販管費削減、人員抑制等の効果につなげていくとともに、新しい教育システムの導入等によりグローバルに活躍できる人材の育成を図ってまいります。また、世界的な脱炭素社会への潮流や上場企業に求められるガバナンスの充実への要請も踏まえながら、ESGの視点での経営の見直しを行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

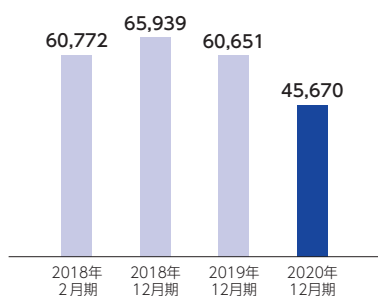
#### (4) 財産および損益の状況の推移

区 分	2018年2月期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	60,772	65,939	60,651	45,670
経常利益 (百万円)	7,015	9,570	6,161	2,772
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	5,780	6,795	4,053	1,731
1株当たり当期純利益	155円68銭	186円04銭	113円72銭	49円07銭
総資産 (百万円)	77,362	79,937	76,393	71,621
純資産 (百万円)	47,446	49,311	50,789	49,821

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数から期中の平均自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。  
2. 2018年12月期は、決算期変更により当社および2月決算であった国内連結子会社は3月1日から12月31日までの10カ月間、12月決算である海外連結子会社は1月1日から12月31日までの12カ月間をそれぞれの連結対象期間としております。

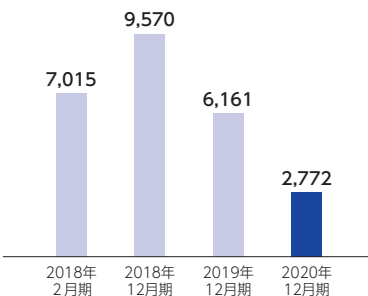
#### ■ 売上高

(単位：百万円)



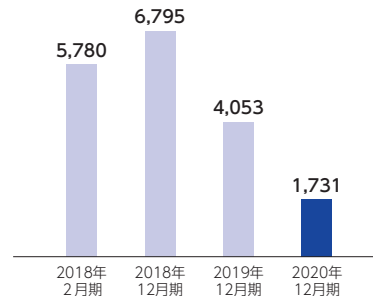
#### ■ 経常利益

(単位：百万円)



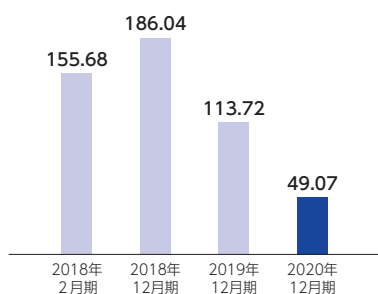
#### ■ 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



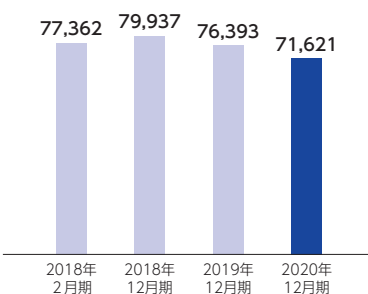
#### ■ 1株当たり当期純利益

(単位：円)



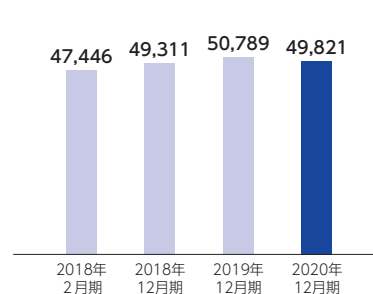
#### ■ 総資産

(単位：百万円)



#### ■ 純資産

(単位：百万円)



## (5) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

当社グループは、特機、工作機械、精密部品の製造・販売を主な事業としており、各事業の主な製品は次のとおりであります。

区 分	主 な 製 品
特 機 事 業	小型プリンター
工 作 機 械 事 業	CNC自動旋盤等工作機械
精 密 部 品 事 業	腕時計部品

## (6) 主要拠点等 (2020年12月31日現在)

### ① 当社

区 分	名 称 ・ 所 在 地
特 機 事 業	本社 (静岡県静岡市)
工 作 機 械 事 業	菊川工場 (静岡県菊川市)、東京営業所 (東京都練馬区)、大阪営業所 (大阪府大阪市)、名古屋営業所 (愛知県名古屋市)、諏訪営業所 (長野県茅野市)
全 社 ( 共 通 )	本社 (静岡県静岡市)、品質技術センター (静岡県静岡市)、東京オフィス (東京都港区)

(注) 前年度まで上記に加えておりました精密部品事業の富士見工場 (静岡県静岡市) は、2020年6月に売却したため、上記から除いております。

### ② 子会社

区 分	名 称 ・ 所 在 地
特 機 事 業	販売拠点 スターマーケティングジャパン株式会社 (東京都港区) スターマイクロニクス アメリカ・INC (米国) スターマイクロニクス ヨーロッパ・LTD (英国) スターマイクロニクス サウスイースト アジアCo.,LTD (タイ)
	生産拠点 天星精密有限公司 (香港)
工 作 機 械 事 業	販売拠点 スター CNC マシンツール Corp. (米国) スターマイクロニクス・AG (スイス) スターマイクロニクス GB・LTD (英国) スターマイクロニクス・GmbH (ドイツ) スターマシンツール フランス・SAS (フランス) 上海星昂機械有限公司 (中国) スターマイクロニクス (タイランド) Co.,LTD (タイ)
	生産拠点 スターメタル株式会社 (静岡県菊川市) 斯大精密 (大連) 有限公司 (中国) スターマイクロニクス マニュファクチャリング (タイランド) Co.,LTD (タイ)
精密部品事業	生産拠点 株式会社ミクロ札幌 (北海道石狩市) 上海星栄精機有限公司 (中国)
全 社 ( 共 通 )	そ の 他 スターアメリカ ホールディング・INC (米国)

(注) 上海星栄精機有限公司 (中国) は、2019年12月に解散し、清算中であります。

## (7) 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

### ① 企業集団の従業員数

区 分	従業員数(名)	前年度末比増減(名)
特 機 事 業	248	△3
工 作 機 械 事 業	1,093	△55
精 密 部 品 事 業	43	△40
全 社 ( 共 通 )	58	△9
合 計	1,442	△107

(注) 上記従業員数には契約社員等の年間平均雇用人員74名を含んでおりません。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
450	△36	42.0	18.8

(注) 上記従業員数には契約社員等の年間平均雇用人員34名を含んでおりません。

## (8) 重要な子会社の状況 (2020年12月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出資比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
スターマイクロニクス アメリカ・INC	6,000千米ドル	100 (100)	特機製品の販売
スターマイクロニクス ヨーロッパ・LTD	4,600千英ポンド	100	特機製品の販売
スター CNC マシンツール Corp.	1米ドル	100 (100)	工作機械製品の販売
スター マイクロニクス ・ A G	5,000千スイスフラン	100	工作機械製品の販売
スターマイクロニクス GB ・ LTD	130千英ポンド	100	工作機械製品の販売
スターマイクロニクス ・ GmbH	3,901千ユーロ	100	工作機械製品の販売
上海星昂機械有限公司	2,482千人民元	100	工作機械製品の販売
斯大精密(大連)有限公司	67,885千米ドル	100	工作機械製品の製造
スターマイクロニクス マニュファクチュアリング(タイランド)Co.,LTD	400,000千タイバーツ	100	工作機械製品の製造

(注) 1. 出資比率欄の( )は、間接所有割合であります。  
2. 連結子会社18社のうち、重要な子会社9社を記載しております。

## (9) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社みずほ銀行	1,000
株式会社三菱UFJ銀行	1,000
株式会社静岡銀行	500

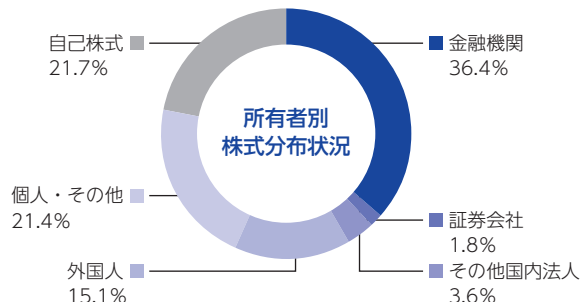
## 2. 会社の株式に関する事項 (2020年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 158,000,000株

(2) 発行済株式総数 45,091,334株

(うち自己株式 9,787,046株)

(3) 株主数 9,103名  
(前年度末比363名減)



## (4) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,451	12.61
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,896	11.04
株式会社静岡銀行	1,582	4.48
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	824	2.34
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	712	2.02
鈴木通	633	1.80
ザバンクオブニューヨークメロン 140042	583	1.65
株式会社日本カストディ銀行 (年金信託口)	512	1.45
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	494	1.40
日本生命保険相互会社	491	1.39

(注) 1. 当社は、自己株式9,787千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社は、JTCホールディングス株式会社と2020年7月27日付で合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(2020年12月31日現在)

##### ① 通常型ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の名称	第9回通常型新株予約権	第10回通常型新株予約権	第11回通常型新株予約権
新株予約権の発行決議日	2015年5月28日	2016年5月26日	2017年5月25日
保 有 人 数	取締役2名	取締役2名	取締役3名
新株予約権の数	150個	107個	250個
新株予約権の目的である株式の種類および数	普通株式 15,000株	普通株式10,700株	普通株式 25,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。		
新株予約権の行使価額	1株当たり2,203円	1株当たり1,289円	1株当たり1,830円
新株予約権の行使期間	2017年6月30日から 2021年6月29日まで	2018年6月29日から 2022年6月28日まで	2019年7月1日から 2023年6月30日まで

新株予約権の名称	第12回通常型新株予約権	第13回通常型新株予約権
新株予約権の発行決議日	2018年5月24日	2019年3月28日
保 有 人 数	取締役1名	取締役1名
新株予約権の数	70個	70個
新株予約権の目的である株式の種類および数	普通株式 7,000株	普通株式 7,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。	
新株予約権の行使価額	1株当たり2,017円	1株当たり1,805円
新株予約権の行使期間	2020年7月1日から 2025年6月30日まで	2021年6月1日から 2026年5月31日まで

(注) 1. 社外取締役および監査等委員には、新株予約権を割当てておりません。

2. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、執行役員もしくは従業員等の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、定年もしくは任期満了による退任もしくは退職または会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 新株予約権の質入れ、その他一切の処分はこれを認めない。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。

## ② 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の名称	第1回株式報酬型新株予約権	第2回株式報酬型新株予約権	第3回株式報酬型新株予約権
新株予約権の発行決議日	2014年5月22日	2015年5月28日	2016年5月26日
保 有 人 数	取締役2名	取締役2名	取締役2名
新株予約権の数	155個	104個	184個
新株予約権の目的である株式の種類および数	普通株式 15,500株	普通株式 10,400株	普通株式18,400株
新株予約権の払込金額	1株当たり1,209円	1株当たり1,995円	1株当たり988円
新株予約権の行使価額	1株当たり1円		
新株予約権の行使期間	2014年6月9日から 2044年6月8日まで	2015年6月15日から 2045年6月14日まで	2016年6月13日から 2046年6月12日まで

新株予約権の名称	第4回株式報酬型新株予約権	第5回株式報酬型新株予約権	第6回株式報酬型新株予約権
新株予約権の発行決議日	2017年5月25日	2018年5月24日	2019年3月28日
保 有 人 数	取締役2名	取締役2名	取締役2名
新株予約権の数	163個	172個	302個
新株予約権の目的である株式の種類および数	普通株式 16,300株	普通株式 17,200株	普通株式 30,200株
新株予約権の払込金額	1株当たり1,384円	1株当たり1,644円	1株当たり1,608円
新株予約権の行使価額	1株当たり1円		
新株予約権の行使期間	2017年6月12日から 2047年6月11日まで	2018年6月11日から 2048年6月10日まで	2019年4月15日から 2049年4月14日まで



新株予約権の名称	第7回株式報酬型新株予約権
新株予約権の発行決議日	2020年3月26日
保 有 人 数	取締役3名
新株予約権の数	455個
新株予約権の目的である株式の種類および数	普通株式 45,500株
新株予約権の払込金額	1株当たり866円
新株予約権の行使価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2020年4月13日から 2050年4月12日まで

(注) 1. 社外取締役および監査等委員には、新株予約権を割当てておりません。

2. 新株予約権者は、新株予約権の払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺しております。

3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、行使期間内において、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日(10日目が当社の休業日に当たる場合には翌営業日)までに限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができるものとする。権利承継者は、上記(1)にかかわらず、当該被相続人が死亡した日の翌日から6か月を経過するまでの間かつ行使期間内に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権をさらに承継することはできない。
- (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。

## (2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

### ① 通常型ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の名称		第14回通常型新株予約権
新株予約権の発行決議日		2020年3月26日
新株予約権の数		1,380個
新株予約権の目的である株式の種類および数		普通株式 138,000株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
新株予約権の行使価額		1株当たり1,149円
新株予約権の行使期間		2022年6月1日から2027年5月31日まで
交付状況	執行役員	新株予約権の数 410個 目的である株式の数 41,000株 交付者数 5名
	従業員	新株予約権の数 450個 目的である株式の数 45,000株 交付者数 15名
	連結子会社取締役	新株予約権の数 520個 目的である株式の数 52,000株 交付者数 8名

(注) 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、定年もしくは任期満了による退任もしくは退職または会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分はこれを認めない。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。

## ② 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の名称	第7回株式報酬型新株予約権
新株予約権の発行決議日	2020年3月26日
新株予約権の数	144個
新株予約権の目的である株式の種類および数	普通株式 14,400株
新株予約権の払込金額	1株当たり866円
新株予約権の行使価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2020年4月13日から2050年4月12日まで
新株予約権の交付状況	交付対象者 執行役員 新株予約権の数 144個 目的である株式の数 14,400株 交付者数 5名

(注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺しております。

2. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、行使期間内において、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日(10日目が当社の休業日に当たる場合には翌営業日)までに限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができるものとする。権利承継者は、上記(1)にかかわらず、当該被相続人が死亡した日の翌日から6か月を経過するまでの間かつ行使期間内に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権をさらに承継することはできない。
- (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況 (2020年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役 取締役会長	佐 藤 肇	
代表取締役 取締役社長	佐 藤 衛	
常務取締役	笹 井 康 直	機械事業部長
取 締 役	岩 崎 清 悟	静岡ガス株式会社 特別顧問 株式会社村上開明堂 社外取締役 芝浦機械株式会社 社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	西 川 勢 一	
取 締 役 (監査等委員)	洞 江 秀	弁護士 (洞江法律事務所 所長)
取 締 役 (監査等委員)	杉 本 基	公認会計士・税理士 (杉本会計事務所 所長)

- (注) 1. 2020年3月26日開催の第95期定時株主総会において笹井康直氏が取締役に、西川勢一氏が取締役(監査等委員)に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 2020年3月26日開催の第95期定時株主総会終結の時をもって、常務取締役田中 博および取締役(監査等委員)本多道昌の両氏は任期満了により退任いたしました。
3. 取締役笹井康直氏は、2020年3月26日開催の第95期定時株主総会終了後の取締役会において、常務取締役に選定され、就任いたしました。
4. 2021年1月1日付で取締役笹井康直氏の地位および担当が、常務取締役機械事業部長から常務取締役に変更となりました。
5. 取締役岩崎清悟氏が特別顧問を務める静岡ガス株式会社ならびに社外取締役を務める株式会社村上開明堂および芝浦機械株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。
6. 芝浦機械株式会社は、2020年4月1日付で東芝機械株式会社から芝浦機械株式会社に社名変更いたしました。
7. 監査等委員会による監査の実効性を高めるため、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議への出席、会計監査人および内部監査部門との連携を図るべく、西川勢一氏を常勤の監査等委員に選定しております。
8. 取締役(常勤監査等委員)西川勢一氏は、クラリオン株式会社の海外関係会社の経営にあたるなど幅広い業務を経験した後、経営戦略・経営管理に携っており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 取締役(監査等委員)洞江 秀氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。なお、同氏が所長を務める洞江法律事務所と当社との間には、特別の関係はありません。
10. 取締役(監査等委員)杉本 基氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、同氏が所長を務める杉本会計事務所と当社との間には、特別の関係はありません。
11. 取締役岩崎清悟、取締役(監査等委員)西川勢一、洞江 秀、杉本 基の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

12. 当社は執行役員制度を導入しております。2021年1月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

氏名	担当および重要な兼職の状況
杉浦啓之	上席執行役員 機械事業部海外生産担当 斯大精密(大連)有限公司 董事長兼總經理 スターマイクロニクス マニュファクチュアリング (タイランド) Co.,LTD 代表取締役
山梨正人	上席執行役員 管理本部長
寺尾和芳	執行役員 特機事業部長 スターマイクロニクス アメリカ・INC 取締役社長 スターマイクロニクス ヨーロッパ・LTD 取締役社長
増田文雄	執行役員 機械事業部長 スター CNC マシンツール Corp. 取締役社長 スターマイクロニクス・AG 取締役社長 スターマイクロニクス GB・LTD 取締役社長 スターマイクロニクス・GmbH 取締役 上海星昂機械有限公司 董事長
佐藤誠悟	執行役員 管理本部副本部長兼同本部総務人事部長

## (2) 取締役の報酬等の額

区分	人数(名)	金額(百万円)
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	5 (1)	200 (6)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4 (4)	20 (20)
計 (うち社外取締役)	9 (5)	220 (26)

- (注) 1. 上記の取締役の報酬額には、当事業年度に費用計上した取締役賞与17百万円およびストック・オプション報酬45百万円を含んでおります。
2. 上記の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記の報酬額には、2020年3月26日開催の第95期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名(うち社外取締役0名)の報酬13百万円および取締役(監査等委員)1名(うち社外取締役1名)の報酬4百万円を含んでおります。
4. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額につきましては、2016年5月26日開催の第91期定時株主総会において、基本報酬額と取締役賞与額とを合わせた額を年額3億円以内(うち社外取締役分は年額2千万円以内)と決議いただいております。また、これらとは別に、同株主総会において取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対するストック・オプション報酬額を年額1億円以内と決議いただいております。
5. 取締役(監査等委員)の報酬額につきましては、2016年5月26日開催の第91期定時株主総会において、年額3千万円以内と決議いただいております。
6. 上記のほか、2007年5月24日開催の第82期定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給として、取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名(うち社外取締役0名)に対し総額55百万円を、当該取締役の退任時に支給いたします。なお、2020年3月26日開催の第95期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名(うち社外取締役0名)に対し、退職慰労金2百万円を支給しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	岩 崎 清 悟	当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席し、主に企業経営者としての見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社 外 取 締 役 (常勤監査等委員)	西 川 勢 一	2020年3月26日就任後当事業年度に開催された取締役会7回の全てに、また監査等委員会7回の全てに出席しているほか、その他の重要会議にも出席しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	洞 江 秀	当事業年度に開催された取締役会10回の全てに、また監査等委員会10回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	杉 本 基	当事業年度に開催された取締役会10回の全てに、また監査等委員会10回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としておりません。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

区 分	支払額(百万円)
① 当事業年度に係る報酬等の額	46
② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50

- (注) 1. 当社と会計監査人の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分することができないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、実務対応報告第18号および新収益認識基準の適用に関する助言・指導についての対価を支払っています。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意をしております。
4. 当社の重要な子会社のうち、スターマイクロニクス ヨーロッパ・LTD、スターマイクロニクス・AG、スターマイクロニクス GB・LTD、スターマイクロニクス・GmbH、上海星昂機械有限公司、斯大精密(大連)有限公司およびスターマイクロニクス マニファクチャリング(タイランド) Co.,LTDは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む)の規定によるものに限る)を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

なお、取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

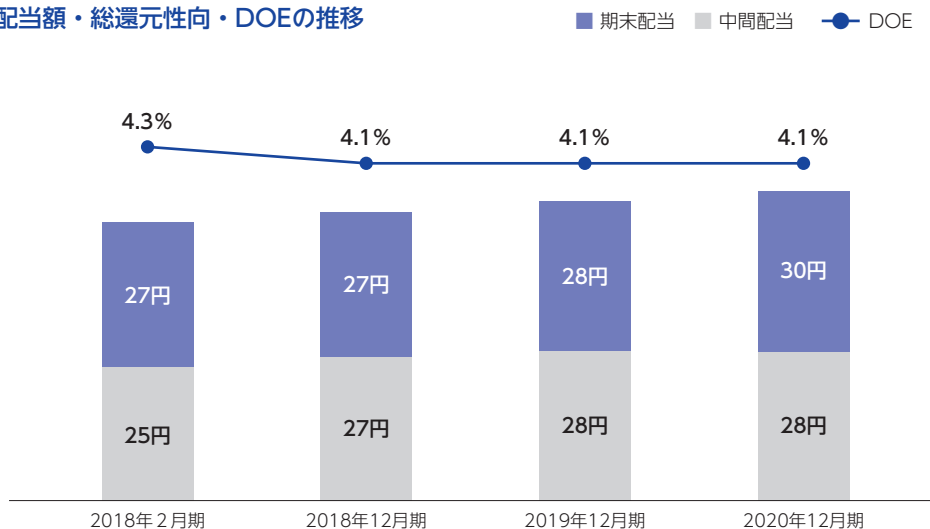
## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な施策のひとつとして位置付けており、自己株式の取得を含む連結総還元性向50%以上を基準にDOE（連結株主資本配当率）を勘案しながら実施していくことを基本方針としております。

この方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、1株につき30円といたしました。これにより、年間の配当金は中間配当の28円と合わせて前事業年度に比べ2円増配の1株につき58円となります。

なお、内部留保資金につきましては、企業価値と株主利益の向上を目指し、持続的な成長に向けて将来の成長分野への投資などに活用してまいります。

### 1株当たり配当額・総還元性向・DOEの推移



年間配当	52円	54円	56円	58円
総還元性向	53.1%	55.2%	73.8%	118.2%



## 連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>54,892,757</b>	<b>流動負債</b>	<b>20,534,078</b>
現金及び預金	23,367,293	支払手形及び買掛金	4,509,373
受取手形及び売掛金	14,295,774	電子記録債務	1,266,992
有価証券	1,895,760	短期借入金	2,500,000
商品及び製品	8,259,947	1年内償還予定の新株予約権付社債	8,006,666
仕掛品	3,422,980	リース債務	28,657
原材料及び貯蔵品	2,440,604	未払法人税等	370,143
その他	1,319,450	賞与引当金	694,602
貸倒引当金	△109,053	その他	3,157,642
<b>固定資産</b>	<b>16,729,073</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,265,786</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>14,271,791</b>	リース債務	47,608
建物及び構築物	7,991,788	退職給付に係る負債	706,621
機械装置及び運搬具	2,645,922	その他	511,556
工具、器具及び備品	1,035,799	<b>負債合計</b>	<b>21,799,865</b>
土地	1,889,231	<b>(純資産の部)</b>	
リース資産	69,832	<b>株主資本</b>	<b>52,001,489</b>
建設仮勘定	3,982	資本金	12,721,939
その他	635,234	資本剰余金	13,058,502
<b>無形固定資産</b>	<b>451,651</b>	利益剰余金	38,297,686
その他	451,651	自己株式	△12,076,639
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,005,630</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△3,161,109</b>
投資有価証券	913,965	その他有価証券評価差額金	27,210
繰延税金資産	746,929	為替換算調整勘定	△3,352,302
その他	344,735	退職給付に係る調整累計額	163,982
<b>資産合計</b>	<b>71,621,831</b>	<b>新株予約権</b>	<b>428,914</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>552,672</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>49,821,965</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>71,621,831</b>

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 連結損益計算書

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	
売上高		45,670,513
売上原価		30,348,813
売上総利益		15,321,699
販売費及び一般管理費		13,148,771
営業利益		2,172,928
営業外収益		
受取利息	176,664	
為替差益	265,973	
受取賃貸料	42,457	
雑収入	192,578	677,674
営業外費用		
支持分法による投資損失	19,870	
雑損	40,523	
	17,531	77,925
経常利益		2,772,677
特別利益		
固定資産売却益	152,211	152,211
特別損失		
固定資産処分損	37,195	37,195
税金等調整前当期純利益		2,887,692
法人税、住民税及び事業税法人税等調整額	1,011,575	
	119,663	1,131,238
当期純利益		1,756,453
非支配株主に帰属する当期純利益		24,752
親会社株主に帰属する当期純利益		1,731,701

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2020年1月1日残高	12,721,939	13,050,481	38,541,041	△12,144,398	52,169,063
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,975,056		△1,975,056
親会社株主に帰属する当期純利益			1,731,701		1,731,701
自己株式の取得				△233	△233
自己株式の処分		8,021		67,993	76,015
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	8,021	△243,355	67,759	△167,574
2020年12月31日残高	12,721,939	13,058,502	38,297,686	△12,076,639	52,001,489

	その他の包括利益累計額				新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2020年1月1日残高	115,639	△2,571,586	111,986	△2,343,960	421,487	542,947	50,789,538
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,975,056
親会社株主に帰属する当期純利益							1,731,701
自己株式の取得							△233
自己株式の処分							76,015
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△88,429	△780,716	51,996	△817,149	7,426	9,724	△799,998
連結会計年度中の変動額合計	△88,429	△780,716	51,996	△817,149	7,426	9,724	△967,572
2020年12月31日残高	27,210	△3,352,302	163,982	△3,161,109	428,914	552,672	49,821,965

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

# 貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>27,105,246</b>	<b>流動負債</b>	<b>16,828,328</b>
現金及び預金	8,736,379	電子記録債権	1,266,992
受取手形	100,205	買掛金	3,498,254
売掛金	6,065,243	短期借入金	2,500,000
有価証券	1,895,760	1年内償還予定の新株予約権	8,006,666
商品及び製品	4,465,485	リース債権	28,657
仕掛品	1,998,186	未払金	464,528
材料及び貯蔵品	873,132	未払費用	307,812
前払費用	53,250	未払法人税等	53,193
短期貸付金	412,101	前受り	527
未収入金	2,471,081	前受り	122,361
その他の金	34,561	賞与引当金	5,935
貸倒引当金	△141	その他の金	572,651
<b>固定資産</b>	<b>25,493,843</b>	<b>固定負債</b>	<b>973,618</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>9,067,939</b>	リース債権	47,608
建物	5,004,297	退職給付引当金	850,805
構築物	238,325	その他の金	75,204
機械及び装置	1,212,568		
車両運搬具	4,741	<b>負債合計</b>	<b>17,801,946</b>
工具、器具及び備品	513,538	<b>(純資産の部)</b>	
土地区画	2,023,645	<b>株主資本</b>	<b>34,341,018</b>
リース資産	69,832	資本金	12,721,939
建設仮勘定	990	資本剰余金	13,058,502
<b>無形固定資産</b>	<b>409,201</b>	資本準備金	3,876,517
ソフトウェア	395,255	その他資本剰余金	9,181,985
その他の無形固定資産	13,946	<b>利益剰余金</b>	<b>20,637,215</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>16,016,701</b>	利益準備金	764,216
投資有価証券	660,967	その他利益剰余金	19,872,999
関係会社株式	3,750,021	固定資産圧縮積立金	33,002
関係会社出資金	9,666,555	特別償却準備金	13,538
長期貸付金	196,320	繰越利益剰余金	19,826,458
繰延税金資産	1,541,754	<b>自己株式</b>	<b>△12,076,639</b>
その他の金	201,087	評価・換算差額等	27,210
貸倒引当金	△3	その他有価証券評価差額金	27,210
<b>資産合計</b>	<b>52,599,089</b>	新株予約権	428,914
		<b>純資産合計</b>	<b>34,797,143</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>52,599,089</b>

# 損益計算書

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位 千円)

科 目			金 額	
売 上	高 価			22,251,575
売 上 原 価				17,482,993
売 上 総 利 益				4,768,581
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費				6,585,227
営 業 損 失				△1,816,645
営 業 外 収 益				
受 取 利 息		27,845		
有 価 証 券 利 息		41,061		
受 取 配 当 金		1,633,880		
雑 収 入		263,783		1,966,570
営 業 外 費 用				
支 払 利 息		3,223		
為 替 差 損 失		67,846		
雑 損 失		70,508		141,578
経 常 利 益				8,346
特 別 利 益				
特 別 損 失				
特 別 収 益		130,682		130,682
特 別 損 失		38,204		38,204
税 引 前 当 期 純 利 益				100,824
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		81,000		
法 人 税 等 調 整 額		△481,214		△400,214
当 期 純 利 益				501,039

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		剰 余 金	利益剰余金 合 計
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
2020年1月1日残高	12,721,939	3,876,517	9,173,963	13,050,481	764,216	33,760	25,142	21,288,113	22,111,232
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△1,975,056	△1,975,056
当期純利益								501,039	501,039
固定資産圧縮積立金の取崩						△758		758	-
特別償却準備金の取崩							△11,604	11,604	-
自己株式の取得									
自己株式の処分			8,021	8,021					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	8,021	8,021	-	△758	△11,604	△1,461,654	△1,474,017
2020年12月31日残高	12,721,939	3,876,517	9,181,985	13,058,502	764,216	33,002	13,538	19,826,458	20,637,215

	株 主 資 本			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	評価・換算 差 額 等 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		
2020年1月1日残高	△12,144,398	35,739,254	115,639	421,487	36,276,381
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△1,975,056			△1,975,056
当期純利益		501,039			501,039
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-
特別償却準備金の取崩		-			-
自己株式の取得	△233	△233			△233
自己株式の処分	67,993	76,015			76,015
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△88,429	7,426	△81,002
事業年度中の変動額合計	67,759	△1,398,235	△88,429	7,426	△1,479,238
2020年12月31日残高	△12,076,639	34,341,018	27,210	428,914	34,797,143

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月18日

スター精密株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
静岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 酒井博康 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 嶋田 聖 ㊞

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スター精密株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スター精密株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



独立監査人の監査報告書

2021年2月18日

スター精密株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
静岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 酒井博康 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 嶋田 聖 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スター精密株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第96期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月19日

スター精密株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 西 川 勢 一 ㊟

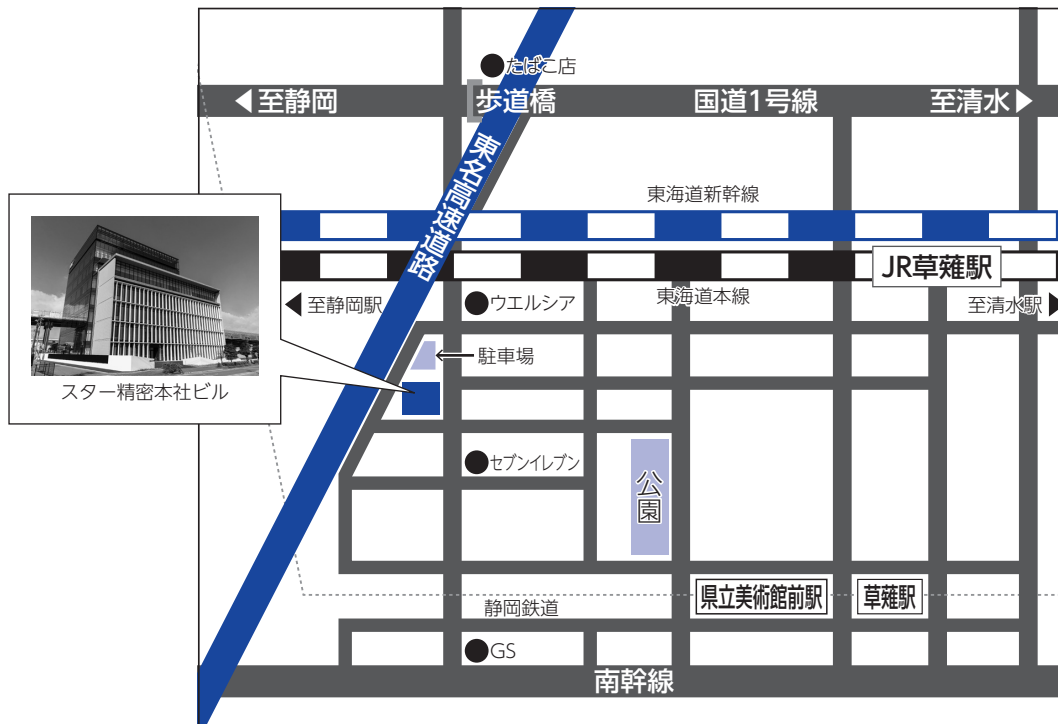
監 査 等 委 員 洞 江 秀 ㊟

監 査 等 委 員 杉 本 基 ㊟

(注) 常勤監査等委員西川勢一、監査等委員洞江秀、監査等委員杉本基の3名は、いずれも会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図



会場／静岡県静岡市駿河区中吉田20番10号 当社社会議室 TEL.054 - 263 - 1111

### 交通アクセス

- JR東海（東海道新幹線）静岡駅下車 タクシー約15分
- JR東海（東海道本線）草薙駅下車 徒歩約15分／タクシー約5分
- 静岡鉄道 県立美術館前駅下車 徒歩約5分

本年より、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

